全国浴場新聞

発行所
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会
東京都千代田区
麹町田1-10-2
TEL.03(5687)2635
購読料　1部100円

全浴連、理事会開く

平成九年度の予算要求
要望運動方針など意見交換



全浴連は7月二十八日、全浴連会議室で理事会を開き、平成九年度の予算編成にともなう衛生同業組合の要望運動などについて協議、意見を交わした。

綾部厚生部長挨拶のあと、綾部理事長を議長として議事が行われた。綾部厚生部長から厚生省環境衛生課の説明を受けるなどの報告の内容について、備に一定の改善を加えて上げるなどの要望を挙げ取組みが求められている。

今後は、社会福祉施設と浴場経営の連携を図り、福祉浴場をデイサービス施設として位置づけ、社会福祉施策の一環として取り込むことについて検討する必要がある。このことによって、福祉浴場の普及・拡充が図られ、高齢者に対するサービスの充実や貴重な社会資源の有効活用にもなり、地域社会のコミュニティの形成といった効果が期待されることから、厚生省内で検討を行い、早急にその具体化を図るべきである。

また、福祉入浴援助事業をはじめとする福祉事業による在宅福祉サービスの利用の促進を図るため、民間保険会社の介護保険の対象と護サービスに盛り込まれることが望ましいとともに、社会福祉施策として高齢者の健康入浴法と、高齢者向けの銭湯コミュニティ施設などを検討する必要がある。

更に、福祉浴場への取組みを支援するための仕組みについても検討する必要があるとされた。綾部理事長は「デイサービスについての実績をふまえ、その実施を図るとともに公衆浴場を社会福祉資源として位置づける必要がある。この予算要望については現在、老人福祉課を通して平成九年度予算要望を厚生省に提出しているが、入浴料金の福祉割引制度の導入や、福祉浴場の施設整備に対する助成などについて、引き続き要望していく」と説明した。

また、福祉浴場の取組みについては、「福祉浴場を核とした地域社会のコミュニティ形成を図るとともに、地域の高齢者の健康増進や生きがいづくりの場としても活用していく」と説明した。

次に、厚生省の平成八年度予算の概要について説明があった。

つづいて厚橋元衛生部長から平成九年度予算要望について「福祉税」に関する説明があり、「平成七年度生衛共済組合（契約口数一口につき六、〇〇〇円）の増口について説明が行われた。また代表会議、研修会については開催地東京（十月七日）と開催地以外（十月十七日）と開催地以外の二カ所で開催することとされた。

さらに、スーパー銭湯について各組合の実情説明があり、提示額に似通っていた事、などの意見が出された。

最後に、「知識は資産本当の財産」の講演があった。

フラッシュ

写真業を副業とした全国各地の写真経営者から、経営や写真経営からみた浴場経営について、自分自身にとって大きな刺激であり、人生の糧であった。しかしなんの根拠もなくこの業界に入った訳ではなく、いろんな理由があり、また、それぞれの営業の歴史があり、それぞれの営業が現在に至るまでに例え微力であろうと店舗を構えるに至った現在、写真業の世界を知り、写真館経営を通じて、早く一本立ちをするために色々なサービス競争をしている。

つづいて、各地の写真館経営者から、なんのノウハウもなく素人でやっていくのは大変なことであり、より営業形態を浴場経営にも取り入れていきたいとおもいます。

現在の写真業界は、プリント価格競争と店舗同士のもう一歩の踏み込んだ営業の活性化されていない現状であり、写真館としての確立をするために、店舗の在り方、写真業の利益を確保するためにはどうしたらよいか、また、写真館の経営のノウハウや、写真業の将来性について、講師の先生方に質問をされた。

浴場業と写真業
谷内田博志

あってこの業界を選んだ訳ではなく、たまたま写真業を選んだ、大学時代に写真部に在席していたことや、店舗として出店した場合の利益があるからです。

こんな激しい業界の中に、現在でも新しい写真館が次々とオープンしている。

また、写真館経営者の中には、浴場経営にも興味を持っている人もいるようです。

浴場業界の現状は、ご存知のように、入浴料金の問題、燃料費の問題、後継者の問題、設備投資の問題、など多くの問題があります。

今後、浴場経営者と写真館経営者が、お互いに協力し合い、浴場経営者は写真館経営者に、写真館経営者は浴場経営者に

公衆浴場業の明日への道を探る（11）

2、実態調査からみた各公衆浴場の分類とその特徴を探る

この項では、実態調査を行った三〇か所の公衆浴場を五種類のタイプに分けてみる。

前章でも述べたように、いろいろな要因があり、またそれぞれの特色があって、それらを五つのタイプに分類することは無理があるかもしれないが、入浴人数や、浴槽の種類、清潔度、営業時間、経営者の姿勢などの項目を集め、以下のように、AA、A、B、C、Dに分類し、それぞれに、AA…庶民が求めてやまない安くて豪華なお風呂屋さん、A…がんばっているお風呂屋さん、B…がんばってほしいお風呂屋さん、C…現状維持型のお風呂屋さん、D…問題のあるお風呂屋さんなどと名称を当ててみた。

このタイプ別表からみると、客数の多い浴場ほど少ない浴場との違いが、より明確にあらわれてくる。同じ条件であっても、ちょっとした努力や工夫から、入浴人数が増えてくるケースがあるからである。

清潔感や設備の状況などではAタイプのお風呂屋さんとあまり差はないが、営業時間を一時間でも二時間でも長くしたり、清掃を徹底したりといった努力が、入浴人数の増加に結びついているのではないかと思われる。

経営者の姿勢については、たとえば⑩、⑭、⑯のお風呂屋さんのように、薬風呂を多くしたり、ジェットバスを増やしたりと、常に新しいことに挑戦しようという姿勢がうかがえる。

また、⑨、⑬のお風呂屋さんのように、薬湯を多くしたり、ジェットバスを増やしたりと、常に新しいことに挑戦しようという姿勢がうかがえる。

経営者の姿勢については、⑯のお風呂屋さんのように、現状維持であったり、⑱のお風呂屋さんのように、これから三年先第Aタイプのお風呂屋さんとあまり差はないが、営業時間を一時間でも二時間でも長くしたり、清掃を徹底したりといった努力が、入浴人数の増加に結びついているのではないかと思われ

消費税の改正について

岡嶋武夫

まったく思いもので、飲食するために、売上の都度その論争の結果消費税が全部入るにくらべたため、税金が国税庁の方に増加することはなく天皇、将軍等が死亡したり、一大事件や凱歌が起きたりした場合はよく元号が改正されたようである。

この例に従うわけではないが、昭和六十三年十一月三十日に悪法といわれた消費税法が成立し、翌年四月一日より施行となったのであるが、平成元年四月一日から施行となったのである。

以後、今までこの消費税は、毎年のように改正されていたが、一番大きな改正が今回の消費税率のアップと地方消費税の創設である。

この消費税は、消費税法、地方税法にまたがっており、規定されているため、一読にかかりにくくなっている。

要は消費税は購買力の変動に大きな変化のある所得や、財産の保有、財産の世代間の移動（相続）に求めるのではなく消費、景気の変動に対して影響がうすい資産の譲渡、貸付、役務の提供に対して課税する間接税で、簡単にいえば、消費者が負担する税金である。又、消費税の納付義務者が直接税を納付させて間接税を引き上げたものである。

いわば、直間比率の是正である。

以前、取引額に対して課税されない等とされた限界高税の不透明性が解消されたことや、事業者の手元に消費税が残るのはおかしい等とされた理事長表彰の件を事務局からお伝えしたく存じ、田中さんの現れる事と存じます。

何気なく新聞に目をやった。ドッジャーの野投手と勝目「よかった」と思い、そのまま一段目がいった。そこには大分県浴組理事で宇佐支部長の田中康弘氏の訃報の広告がでていました。

全浴連の総会、業者大会、エクスカーション前夜の岩手の旅の疲れも重なり８月十日、まさまさまた思い出の脳裏をかすめ悲しみと親しさで胸がいっぱいになりました。

この度、全浴連業者大会で栄ある理事長表彰を受けられた浴組の皆さんが代理で受けられる中理事の代わりに参加されました。

大会は出席するはエクスカーションは参加できないと通知があった。格別な事情がございたのだと思っていましたが、後になって田中理事の体調よくないものと知り、このような状態のなかで、送り出した田中さん、出席された皆さんの胸中はいかばかりであったかと思われます。

田中氏は浴組会発展のため「風呂の日」制定につきました。

全浴連の総会、業者大会、エクスカーションの前夜の岩手の旅の疲れも重なり８月十日、何気なく新聞に目をやった。ドッジャーの野投手と勝目「よかった」と思い、そのまま一段目がいった。そこには大分県浴組理事で宇佐支部長の田中康弘氏の訃報の広告がでていました。

この度、全浴連業者大会で栄ある理事長表彰を受けられた浴組の皆さんが代理で受けられる中理事の代わりに参加されました。

大会は出席するはエクスカーションは参加できないと通知があった。格別な事情がございたのだと思っていましたが、後になって田中理事の体調よくないものと知り、このような状態のなかで、送り出した田中さん、出席された皆さんの胸中はいかばかりであったかと思われます。

田中氏は浴組会発展のため「風呂の日」制定につきました。

涙の理事長表彰

宮崎奉治

そこで、法律の手直しが行なわれ、今回の改正では、簡易課税制度の適用上限額が引き下げられ、限界控除制度については廃止され、みなし仕入率の八〇％などが五〇％などと引き下げられた。

このほか、最大の改正は税率のアップと地方消費税の創設である。

消費税率は三％から五％に引き上げられ、税率構成は国税四％と地方消費税一％となった。

この地方消費税の税率は、消費税額の一五％となっている。即ち四％の二五％であるから、消費税率に換算すれば一％となるわけで、消費税と地方消費税を合せて五％となるわけである。

実際の運用は合せた税率で徴収するが、申告も消費税の申告書に記入して税務署に提出するのであるから一本化して考えたほうがわかりやすい。

但し、仕入にかかる消費税を計算する場合は、今までは税込仕入額の一三分の三で計算したが、今回は一五分の四で計算することになっている。

消費税のことや、今回の改正のことをやさしく書いたつもりであるが、やはり税金の話はわかりにくくなってしまった。

次回は入浴料金と消費税のかかわりについてふれてみたいと思っている。

（東浴信組常勤理事）

ひと





未っ子が小学校へ入り主婦業にゆとりができたので、趣味と実益を兼ねて編み物教室に通い講師の免許を取得し、近所の人に教えているある日、PTAの役員の知り合いの浴組の常務理事をしている方から、事務員がいろいろ手伝って貰えないかとのお話があった。結婚するまで銀行に勤めていたことがあって、一時的なつもりの軽い気持ちでお引受けして会社の設立、全浴大会の開催、浴場業振興計画の策定及び実施等々多くの仕事から、組合の皆様方と共に歩んでまいりました。

（三重県浴組事務局長）

大切な人との出合い

池村千佐子

昭和六十一年の貸ビルの建設、ビル管理から早や十八年が過ぎ去り、今は主婦業に専念しております。

当時の入浴料金は、利用客の減少傾向が顕著になり、組合の皆様方と共に、どうにか無難に務めさせて頂けたことが、何よりの喜びとなっております。

今後とも、用具商等多くの方々との出合いの大切さを痛感させられました。今後いつまで勤められるかわかりませんが、初心を忘れず感謝の一念で、何事にも一層の努力をしていきたいと思います。

よろしくご指導ご鞭撻のほどお願いいたします。

（三重県浴組事務局長）

浴場業の生き残り

清川儀一

斜陽化の続くわが浴場業界に追込まれている現状です。

私達生き残りの業者はその対策を模索しているところです。

すべて、岩手県内でも全国各地と同じように郊外型大規模浴場が

ニューよくさん

山本まさよ

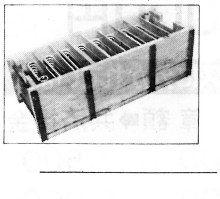
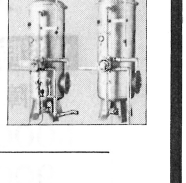


目黒廻転式
温水器
オカン・カラン・浴場配管
有限会社
目黒製作所
本　社　東京都八王子市美山町1343番7
TEL 0426-52-2592㈹
FAX 0426-52-2593
大阪支社　大阪府八尾市沼１丁目68番59号
TEL 0729-48-5797
FAX 0729-48-5798
北海道支社　札幌市東区北47条東４－２－３
TEL 011(751)4490

不慮の事故にそなえ
みんなで加入しましょう火災共済
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会　東京都千代田区東神田一丁目10番2号

浴場経営の近代化に貢献する
ツルカメ
時代の要求にマッチする、
新しい公衆浴場の出現に努力しています。
スチームサウナ

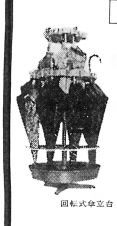
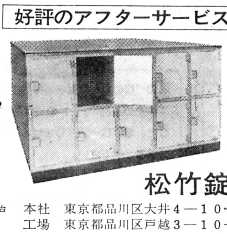
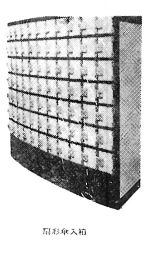
エネルギー消費の少ないサウナ、ちょっとした浴室のアクセント、水風呂もつけて客によろこばれます。
バイタル風呂

（麦飯石）水を軟化して気持のよい入浴を約束します。
（S.S型温水器）

●従来製品の風呂釜
温水器、炉過機も省エネ時代に適合するためいろいろ工夫を加えました。
（B型炉過機）

営業品目
風呂釜　温水器　炉過機　配管工事
改築・新築工事　冷暖房機工事　シャワー工事　ハイドロ工事
ネオン風呂　バイタル風呂　サウナ風呂
電気マッサージ風呂　自動制御工事　各種浴場薬品　基の他浴場用品一式
鶴亀温水器工業株式会社
本　社　大阪市天王寺区寺田町2-2-12　電話 大阪 06(772)5301～9 〒543
東京本社　東京都北区東田端1－4－10　電話 03(3894)0580・0381 〒114
東京工場　埼玉県蕨市北町５－５－９　電話 0484(44)8320 〒335

ケロリンPR湯桶誕生30周年記念企画

湯桶のジュニア誕生!!
サイズ：湯桶の6分の1
本体重量：5g
小売価格：¥500（税別）
ケロリン 湯桶 ホルダー
人気急上昇中!!
◇ご注文は、ケース単位。（1ケース、30個入り）
◇初回、2ケースにつきディスプレイキットサービス。

ご注文・お問い合わせは、用具商または下記まで。
ケロリンPR湯桶 発売元
有限会社 睦和商事
TEL 0120-126-826
FAX 0120-628-026
ケロリンPR湯桶もよろしく。

ロッカー・錠前の専門メーカー
精密度は抜群!!
好評のアフターサービス


ロッカー・下足箱
屑形傘入箱・ベビー台
番台・回転式傘立台
傘入箱・直列式傘立台
ロッカー錠・下足錠・傘錠
ロッカー錠
ダイカスト・アルマイトメッキ製
分解式・盗難防止製

回転式傘立台
屑形傘入箱
松竹錠工業株式会社
本社　東京都品川区大井４－10－６
工場　東京都品川区戸越３－10－12
電話 本社(3771)7477 (3771)9687
工場(3781)5472 (3782)9189

都道府県だより

青森県浴組

公衆浴場法施行条例改正について

1 改正の必要性

県内公衆浴場の形態が大きく変化し、現行の条例では対応できない面ができていること。

現行条例が制定された時（昭和二十五年）は、七〇％以上がいわゆる銭湯（沸かし湯）で、残り三〇％が温泉であったが、現在では、銭湯はニーズに応じた形態の公衆浴場の三〇％に留まり、健康ランド等その他公衆浴場が年々増加の傾向にあること。

また、厚生省では、「公衆浴場における衛生管理要領」の改正に伴い、入浴者の衛生確保のため構造設備の基準の整備を図ることとされていること。

2 改正の基本的方針

(1) 構造設備の基準を公衆衛生上支障のない範囲で緩和し、経営の健全化が図られるよう配慮すること。

(2) 構造設備の基準の緩和に伴い、入浴者の衛生確保のため必要な事項については、遵守事項の規定により担保されるよう図ること。

3 改正の方針

(1) 構造設備の基準を公衆衛生上支障のない範囲で緩和し、経営の健全化が図られるよう配慮すること。

(2) 構造設備の基準の緩和に伴い、入浴者の衛生確保のため必要な事項については、遵守事項の規定により担保されるよう図ること。

4 主な改正内容

(1) 組合では、距離制限の緩和に伴う競争激化を踏まえ、要望しているところであるが、既存の距離制限の要否については、この度の「距離制限の緩和について（昭和四十四年、昭和五十六年）」にわたる調査及び最高裁判例の考え方に基づき、平成六年七月の一回にわたり利用者へのアンケート調査の実施し、利用者の理解を得られるよう図ること。

(2) このことから、次の厚生省が提案される新形態の公衆浴場、入浴サービス等に対して、衛生上支障のない範囲で柔軟な取扱いができることから、必要な施設の整備の低下等をもたらすこと。

5 改正に係る留意事項

『距離制限の緩和について』

(1) 県内公衆浴場の形態が大きく変化し、現行の条例では対応できない面ができていること。

(2) 近年の利用者ニーズの多様化及び技術の向上に伴い、今後出現が予想される新形態の公衆浴場、入浴サービス等に対して、衛生上支障のない範囲で柔軟な取扱いができることから、必要な施設の整備の低下等をもたらすこと。

6 生活衛生関係営業の振興

(1) 生活衛生関係営業の健全化のための浴場運営の適切な指導に関する調査を実施し、これを検討した結果、

① 特に市部では、徒歩で四〇〇m（田舎の地図上に換算すると約一九〇m）における直線距離で約一九〇m（同三六〇m）を超えると利用者の減少が顕著になること。

② 経営実態調査では、黒字基調であったこと。

③ 距離と収支の関係の分析では、全く相関関係がなかったこと。

④ 利用者の徒歩による希望時間は五分以内（直線距離で約二九〇mとなる）と答えた人が六〇％であること。

⑤ 利用者は、距離の問題よりも設備の良し悪しで選択していることが明らかになったこと。

⑥ 水質調査による衛生の担保が図られていること。

ここのことから、利用者の便宜の確保等については、現行の距離制限において問題があるとは判断されないことから、距離制限の緩和については、公衆浴場の経営基盤が図れるとは考えにくく、むしろ利用者の好みに合わせた設備をつくることによって、より選ばれるものと判断される。

イ 衛生的設備を充実せしめるための浴場運営の健全化

生活衛生関係営業の振興に関する検討会の「二次報告」（平成六年十二月）において、「公共の福祉」に該当し、合理的な理由による営業の自由の制約はいえるかどうかの問題について、最高裁判例は、次の理由で憲法に違反しないとしている。

ア 公衆浴場は、自然発生的に不可欠の公共性の高い施設であって、偏在は避けなければならない。

イ 乱立すると、経営が経済的に不合理となる。

ウ ひいては浴場の衛生設備の低下等をもたらす。

実態調査と実施し、これを踏まえ勘案して適切に定めることとされている（昭和二十五年厚生省令第一号厚生次官通知。最高裁判例の考え方（昭和三十年一月二十六日大法廷）



都道府県別入浴料金表

平成8年7月1現在

	県名	施行年月日	入浴料金 大人	中人	小人	洗髪
			円	円	円	円
北海道	北海道	7. 9. 1	340	140	70	0
東北	青森	4. 9. 1	300	140	60	0
	岩手	6. 4.15	310	100	70	0
	宮城	6. 4.18	330	130	80	0
	秋田	6. 4. 1	320	130	90	0
	山形	7. 4. 1	300	120	80	0
	福島	5. 9.10	290	120	80	40
関東甲信越	茨城	5. 4.10	300	130	70	0
	栃木	7. 5. 1	330	130	70	0
	埼玉	7.10. 1	350	150	70	0
	群馬	7. 4. 1	330	130	60	0
	千葉	7.12. 9	360	170	70	0
	東京	8. 5.18	370	170	70	0
	神奈川	8. 6.20	370	170	70	0
	梨	6. 1.25	310	130	70	0
	長野	8. 4. 1	340	130	70	0
	新潟	7.11. 1	300	140	70	40
東海北陸	静岡	8. 3.25	320	120	60	0
	愛知	8. 6.14	350	140	70	0
	岐阜	8. 4. 1	330	130	70	0
	三重	7. 8. 1	330	130	50	0
	富山	8. 4. 1	330	120	50	0
近畿	福井	7.12.25	330	120	60	0
	滋賀	7.12.20	310	130	70	0
	京都	7.10. 1	300	120	60	0
	大阪	7.10. 1	310	130	60	10
	兵庫	5. 5. 1	280	120	60	30
	奈良	8. 3.26	310	130	70	0
	和歌山	5. 1. 1	290	120	50	0
中国	岡山	6. 3.15	280	120	60	40
	広島	8. 3. 3	330	150	70	0
	山口	6. 1.10	290	130	70	30
	島根	8. 3. 8	300	130	70	0
	鳥取	8. 7. 1	290	100	50	0
四国	徳島	6. 3. 1	280	110	60	0
	香川	6. 4.10	280	120	60	0
	愛媛	8. 4. 1	300	100	60	0
	高知	6. 4. 1	280	120	60	0
九州	福岡	7. 4. 1	340	160	60	0
	佐賀	5. 8.10	280	130	70	0
	長崎	8. 2.15	280	130	80	50
	熊本	5.12. 1	300	140	70	0
	大分	5. 4. 1	300	120	60	0
	宮崎	7. 7. 1	280	120	60	0
	鹿児島	7.12.15	300	120	60	0
	沖縄	55.11. 6	200	100	70	30

（1）構造設備

ア 脱衣室に関して

（　）は現行

① 脱衣室の面積を入浴者数に応じて別途知事が定める基準により算定することとする。（26．4㎡以上）

② 天井の高さの規定を削除する。（3ｍ以上）

③ 男女区画の1．8ｍ以上の仕切りの数値を削除する。

イ 番台に関して

① 番台の設置義務を削除する。

ウ 浴室に関して

①浴室の面積を入浴者数に応じて別途知事が定める基準により算定することとする。（26．4㎡以上）

②浴室の湯気抜き窓の面積に係る数値を削除し、換気設備でも良いこととする。

③天井の高さの規定を削除する。（3ｍ以上）

④天井の傾度（30度）の規定を「適当な勾配を設けること」に改めること。

⑤男女区画の1．8ｍ以上の仕切りの数値を削除する。

エ 浴槽に関して

①浴槽の面積を入浴者数に応じて別途知事が定める基準により算定することとする。（浴室の6分の1以上）

②浴槽の深さの規定を削除する。（95㎝以上「現行75㎝以上」）

③浴槽の浴室床からの突出（浴槽の上縁）0.3メートル以上の規定に、ただし書きを設け、衛生上支障のない場合は適用を除外できることとする。

オ 浴室内の設備に関して

① 給水給湯栓は入浴者数に応じた数を設け、70㎝以上の間隔を開けることとする。

カ 附帯設備に関して

①屋外に浴槽を設ける場合について規定を設ける。

②サウナ室等を設ける場合について規定を設ける。

③娯楽施設等を設ける場合について規定を設ける。

（2）遵守事項

①番台の削除に伴い、責任者の巡回の義務を設ける。

②従業員の服装の規定を削除し、一般的な清潔を義務付けた。

③1日1回以上の換水により、1日の営業時間の規定を削除する。

④施設内の照明は75ルクス以上とする。（3.3㎡つまり20ワット程度）

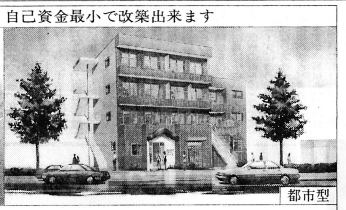
⑤浴槽水の温度を適温にすることとする。（42度以上）

⑥前日の湯水は再び浴用にしないとの規定を削除し、1日1回以上の換水を義務付ける。

⑦男女別各々の脱衣室及び浴室への立入りを禁止する年齢の制限を10歳に引き下げた。（12歳）

改築・多角化資金の利用で、自己資金最小で改築出来ます





新築、中普請の計画、納得できる図面届けます　K. K. ADVAN建築設計事務所　東京都荒川区西日暮里4-23-2ノアビル ☎ 3824-5601

「国の教育ローン」のご案内　高校・大学等への入学時、在学中の費用にご利用いただけます。

■制度の概要

▼ご融資金額
学生・生徒お1人につき150万円以内

▼お使いみち
・入学時の費用（入学金、学校納付金、受験費用等）
・在学中の費用（学校納付金、住居費用、通学費、学生の国民年金保険料）

▼返済期間
8年以内（交通遺児家庭・母子家庭の方は9年以内）

▼据置期間
在学期間以内かつ4年以内（返済期間に含まれます。）

▼ご返済方法
毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可）

▼保証
（財）教育資金融資保証基金または保証人1名以上

●ご利用いただける方は
年間収入が一定額（給与所得者は1,210万円、事業所得者は990万円）以内の方で、高校、高専、短大、大学のほか専修学校や各種学校などへ入学・在学される方の保護者またはご本人です。

■ご相談からご融資までは

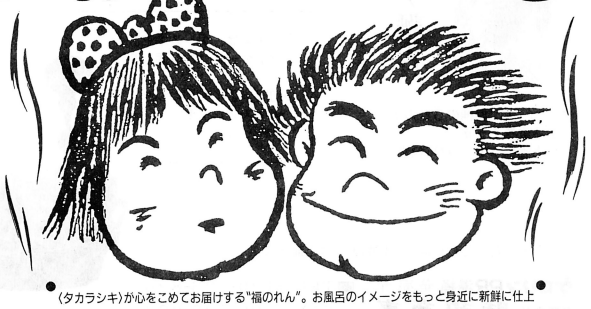
お申込受付 ⇨ ご相談調査 ⇨ ご契約 ⇨ ご融資

☆手続きは簡単です。
☆詳しくは窓口でご相談ください。

問い合わせ・ご相談は国民金融公庫各支店（全国152店舗）または東京、大阪、名古屋の各相談センターへ。

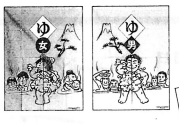
東京相談センター　☎03(3270)4649(自ロック)
大阪相談センター　☎06(536)4649
名古屋相談センター　☎052(211)4649

千客 タカラシキ 萬来 福のれん　大好評発売中　限定販売



(タカラシキ)が心をこめてお届けする"福のれん"。お風呂のイメージをもっと身近に新鮮に仕上げました。"みんなでブクブク""湯上りニコニコ""元気にこしこし"の3種類です。無邪気なかわいい子供たちの姿を通して、人々とのあたたかい心のふれあいの場、銭湯をイメージしてみました。

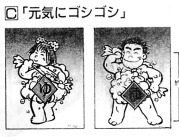
A「みんなでブクブク」



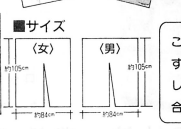
B「湯上りニコニコ」



C「元気にゴシゴシ」



■サイズ



お申し込み方法

お申し込みは、品番、部数、電話番号を明記の上、当社事業部宛に〈現金書留〉又は、〈郵便振替〉でお送り下さい。受領後ただちに発送致します。

1セット 6,283円（消費税送料込）

2セット　12,051円（消費税・送料込み）
3セット　17,304円（消費税込み）
3セット以上は送料サービス

限定生産

この"福のれん"はお客様間の重複を少なくするため各500セットの限定販売にいたしました。増刷は一切致しませんので品切れの場合はご了承下さい。

株式会社 小島合金　タカラシキ「福のれん」係
〒601 京都市南区東九条札ノ辻町1番地　郵便振替 京都(5)-38919
本社(075)661-0001代　FAX(075)661-0003
詳しいパンフレットをお送りします。ご希望の方は、お電話下さい。



火災共済制度充実

保障額……
最高1,000万円に200％UP

掛金……
1口1,500円に25％OFF

みんなの力で育てよう
全浴連の共済制度

是非この機会に加入を!!

保障額最高1,000万円

共済掛金15,000円

火災時の保障に対して、10コースに分かれています

保障額 ➡ 共済掛金		保障額 ➡ 共済掛金	
1,000万円	⇨15,000円	500万円	⇨7,500円
900万円	⇨13,500円	400万円	⇨6,000円
800万円	⇨12,000円	300万円	⇨4,500円
700万円	⇨10,500円	200万円	⇨3,000円
600万円	⇨ 9,000円	100万円	⇨1,500円

●上記10コースのうち、希望のコースを選択できます。

■お問い合わせは——
各都道府県公衆浴場業環境衛生同業組合
又は全浴連へ